

石川県公報

平成30年3月29日（木曜日）

号 外

（第 31 号）

目 次

訓 令		
○石川県職員旅費取扱規程の一部改正（人事課）	1	○石川県公立学校職員旅費取扱規程の一部改正 2
教育委員会		
○石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の一部改正	1	

訓 令

石川県訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員旅費取扱規程（昭和29年石川県訓令甲第144号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第11条を削り、第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。
(航空賃)

第五条 条例第十七条第一項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和三十二年法律第八十号）第十六条第三項（同法附則第五条第一項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十二年法律第五十四号）第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの。次項において同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの。次項において同じ。）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

一 条例第三十四条第一項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料並びに旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港及び海外の空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

附 則

- この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の石川県職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

石 川 県 教 育 委 員 会

第11条を削り、第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。
(航空賃)

第5条 条例第17条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料(空港法(昭和31年法律第80号)第16条第3項(同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年法律第54号)第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの。次項において同じ。)、国内線旅客サービス施設利用料(成田国際空港株式会社が徴収するもの)及び旅客施設利用料(中部国際空港株式会社が徴収するもの。次項において同じ。)を含むものとする。地方公共団体が管理する空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

2 条例第34条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設利用料(成田国際空港株式会社が徴収するもの)及び旅客施設利用料並びに旅客保安サービス料(成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの)を含むものとする。地方公共団体が管理する空港及び海外の空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県教育委員会告示第8号

石川県公立学校職員旅費取扱規程(昭和37年石川県教育委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

石 川 県 教 育 委 員 会

第11条を削り、第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。
(航空賃)

第5条 条例第17条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料(空港法(昭和31年法律第80号)第16条第3項(同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年法律第54号)第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの。次項において同じ。)、国内線旅客サービス施設利用料(成田国際空港株式会社が徴収するもの)及び旅客施設利用料(中部国際空港株式会社が徴収するもの。次項において同じ。)を含むものとする。地方公共団体が管理する空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

2 条例第34条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設利用料(成田国際空港株式会社が徴収するもの)及び旅客施設利用料並びに旅客保安サービス料(成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの)を含むものとする。地方公共団体が管理する空港及び海外の空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の石川県公立学校職員旅費取扱規程の規定は、この告示の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。